

令和 5 年 1 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年1月20日(金) 午前8時58分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	1 件	田 畑	1,233 m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田 畑	274 165 m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	10 件	田 畑	7,246.89 2,185 m ²
第 4 号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	 7,707 m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	 m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	23 件	田 畑	34,396 4,644 m ²
第 8 号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	3 件		
報告第 1 号	合意解約	3 件	田 畑	4,816 m ² m ²

令和5年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。定刻が参りましたので、只今より1月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 45件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 3番 猪熊委員さんと 4番 三野委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 吉田委員さん、12番 喜田委員さん、13番 吉田委員さんと私で、1月19日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,223 ㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件のうち、1番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

（木下委員 退室）

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

譲受人の受人反別はすべて所有ですか。

事務局書記

すべて所有地となります。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 274 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 次男一家と一緒に住むこととなり、現在の敷地では駐車場のスペースが足りないことから、駐車場の整備を計画しました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 165 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 農家住宅

申請理由 申請者は現在アパートで居住していますが、手狭となることが考えられるため将来母親の面倒を見ることも考えて実家の隣に家を建てようと計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、11番 吉田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 517 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場 用地

申請理由 譲受人は、医薬品、日用雑貨等の販売を営んでおります。運営する店舗が老朽化しているため、建て替え及び駐車場の増設を計画しました。

申請地は、現在の店舗に隣接しており周辺の宅地を含めて、敷地を拡張する計画となります。この度、土地所有者との合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番につきましては、先ほどの吉田委員さんのご説明どおりです。

1番から説明していきます。

1番、・・・、面積 981 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 譲受人は、生活の糧とするために共同住宅を経営しようと計画しました。需要の見込みがある土地を、徳島市および香川県中讃地域までで探していたところ、申請地は幹線道路に近くて周辺環境が良く入居が見込めると判断、土地所有者との話もまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2 番、・・・、面積 353 m² 外 1 筆 計 1,576 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 8 区画

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。県内では主に高松市で事業展開をしておりますが、経営規模拡大で中讃地域での分譲用地を探していたところ、申請地は学校やスーパーマーケット等から近く、市道に面して生活の利便性がよいことから、今後も住宅の需要が見込めると判断し、本申請の 8 区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第 1 種低層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

3 番、・・・、面積 1,168 m² 外 2 筆 計 1,789.89 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。県内では主に高松市で事業展開をしておりますが、経営規模拡大で中讃地域での分譲用地を探していたところ、申請地は分譲住宅の需要が高い地域であり、市道に面して生活の利便性がよいことから販売が見込めると判断し、土地所有者と交渉したところ合意も得られたため申請に至りました。

なおこの案件は、10 月定例会で審議していただきましたが、その後、開発道路の一部を見直すにあたり、一旦、取り下げとなりました。この度、改めて申請が行われています。

農地の区分 水道およびガス管が埋設されている道路の沿道区域で、おおむね 500 m以内に 2 以上の教育施設が存在する、第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

5 番、・・・、面積 175 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、隣接している店舗が建て替えして敷地を拡張することに伴い、現在居住している自宅敷地を提供することになりました。そのため、

新築移転することで話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。なお、除外申請時には、隣接店舗の駐車場としてまとめて除外されましたが、改めて除外申請は不要とのことでした。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 693 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 特定建築条件付売買予定地 用地

申請理由 譲受人は、不動産業を営んでおります。申請地周辺は、病院施設が新築されるなど宅地化が進んでおり交通の便も良いところです。計画地は、約70坪の土地が3区画確保できるため、販売が見込めると判断し申請に至りました

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 280 m² 外3筆 計1,204 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 事務所兼作業場 用地

申請理由 譲受人は、オリーブの栽培および加工事業を行っており、事業の拡大および効率化を計画しました。申請地は、県道に接しており出入りもしやすいため選定したところ、土地所有者との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 897 m² 外1筆 計1,680 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、不動産業を営んでおり、主に中讃地域での事業を行っています。申請地周辺は、住宅を建てるための土地を探している問い合わせが多いことから、販売できる土地を探していたところ、所有者からの申し出もあり検討した結果、幹線道路からも近くて便利な申請地は、販売可能と判断して申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

9 番、・・・、面積 483 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住宅建築を計画しました。申請地は、祖母が所有する農地であり実家にも近い
ため、子育てにも便利であるため、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

10 番、・・・、面積 333 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、農地管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまりました。
なおこの案件は、8月定例会で審議していただきましたが、共有の土地所有者の内、一人が亡くなっていることが判明し、一旦、取り下げとなりました。相続登記が完了したため、改めて申請が行われています。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

宮本委員 7番の建設予定日はいつでしょうか。

事務局長補佐 3月10日に着工予定です。順調にいけば2月末に転用の許可が出せます。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理	特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。 続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。 なお、第4号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、12番 喜田委員さん、13番 吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
喜田委員	それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。 1番、・・・、面積 2,717 m² 外1筆 計4,584 m²【議案読み上げ】 申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。 以上です。
吉田委員	それでは、第4号議案「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。 2番、・・・、面積 674 m² 外2筆 計3,123 m²【議案読み上げ】 申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。 以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま喜田 委員さん、吉田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。
事務局書記	「非農地証明願」1番、2番につきましては、先ほどの喜田委員さん、吉田委員さんのご説明通りとなります。 以上、よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」27件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」27件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が22件、更新が1件、再設定が4件で、そのうち農地機構を通じた貸借が23件となっております。 以上、農用地利用集積計画書27件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」27件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 土地改良の賦課金を借り手、出し手のどちらが払うのかを事務局で把握してもらいたい。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】**の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」27件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今日は農政部門の議案が3件出ております。

第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が3件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を10ページに記載しており、11ページから13ページまでが総括表等の資料となっております。

1番、・・・、面積922㎡のうち148㎡ 申請目的 農家住宅（議案に基づき説明）

2番、・・・、面積3,275㎡ 申請目的 分譲住宅（議案に基づき説明）

3番、・・・、面積541㎡のうち469㎡ 申請目的 農家住宅（議案に基づき説明）

以上が農用地利用計画変更申請の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」3件のうち、3番については川田委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、3番について審議を行いますので、川田委員さんには退室をお願いいたします。

(川田委員 退室)

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(川田委員 入室)

会長職務代理 次に、1 番から 2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 2 番の譲受人は相続したが、農業をするつもりがないため申請を出したのですか。

事務局長補佐 まだ登記簿謄本が届いてないため、相続かどうか確認できておりません。

《質疑応答》

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 8 号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,233 ㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 1 号議案 1 番関連

2 番、・・・、面積 2,171 ㎡【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 賃借権の解消 第 6 号議案 19 番関連

3 番、・・・、面積 438 ㎡ 外 3 筆 計 1,422 ㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 3 番の売買目的とは、転用での売買でしょうか。

事務局書記 解約を持ってこられた方が小作人だったため、把握できておりません。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして1月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了